

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（出生サポート休暇）</u></p> <p><u>第8条の12 任命権者は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認められる期間のうち5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が別に定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）を限度として出生サポート休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>2 出生サポート休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認められるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。</u></p> <p><u>3 任命権者は、出生サポート休暇を承認し、又は利用の状況を把握するため、通院等を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>（介護休暇）</p> <p>第12条の2 任命権者は、職員がその配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）<u>、2親等内の親族又は同一の世帯に属する者</u>で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第12条の2 任命権者は、職員がその配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）<u>又は2親等内の親族</u>で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。